

横浜市立義務教育学校西金沢学園いじめ防止基本方針

平成26年3月31日 策定

令和6年3月 一部改訂

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

1-1 いじめの定義

いじめ防止対策基本法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童・生徒等に対して、当該児童・生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒等と一定の人的関係にある他の児童・生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

1-2 いじめ防止等に向けての基本理念

・いじめはどの学校にも、どの子どもにも起こりうると想定し、以下の四つの視点をいじめ根絶に向けた指導の基本的な方向性とする

○いじめの未然防止 ○早期発見 ○適切な対応・措置 ○組織で対応

具体的な取り組みについては、「3 いじめ防止及び早期発見のための取組」で述べる。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

2-1 委員会の構成員

・構成メンバーを、管理職、学年主任、児童支援・生徒指導専任、指導部児童生徒担当、養護教諭とする。また必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの心理や福祉等の専門家の参加を求める。

2-2 委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を月に1回以上定期的に開催する。
- ・いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・学校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定し、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。
- ・重大事件が起こった場合は、学校いじめ防止対策委員会が中核となって調査を行う。

2-3 委員会の活動内容

○未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知

○早期発見・事案対応

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対応のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童・生徒に対する支援、いじめを行った児童・生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

○取り組みの検証

- ・いじめ防止に向けた年間計画の作成やP D C Aサイクルでの検証を行う。
- ・年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

3-1 いじめの未然防止のために

- ・「にじかなスタンダード」を活用し、ルールや規律の守られた学校風土作りを目指す。
- ・子どもたちが主体的に参加・活躍できる授業づくりを目指す。
- ・人権教育全体計画や道徳教育全体計画に基づき、学校教育活動全体を通じて、豊かな心の育成を目指す。
- ・ペア友活動や「子どもの社会的スキル横浜プログラム」等を通じて、集団の一員としての自覚や自信を育み、お互いを認めあえる人間関係づくりを目指す。
- ・職員の言動が、児童・生徒を傷つけたり、他の児童・生徒によるいじめを助長したりすることのないように、指導のあり方に細心の注意を払う。
- ・横浜子ども会議などを通して、いじめ防止に向けた子どもの主体的な取り組みを支援する。

3-2 いじめの早期発見のために

- ・日頃からの児童・生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童・生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・いじめチェックリストを活用し、全教職員で実施し、いじめの早期発見を徹底する。
- ・いじめ解決一斉キャンペーンや、いじめアンケート、教育相談の実施により、児童・生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組む。
- ・インターネット上で行われるいじめに対して、警察などの関係機関と連携し、学校ネットパトロールから状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。さらに、情報モラル教育を推進し、児童・生徒の意識の向上、保護者への啓発に努める。

3-3 いじめに対する措置

- ・いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教員で抱え込まず、学校いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応する。
- ・被害児童・生徒に対しては事情や心情を丁寧に聞き取り、児童・生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。
- ・加害児童・生徒に対しては、当該児童・生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。また再発防止に向けて適切に指導するとともに、継続的な指導及び支援を行う。
- ・いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、児童・生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童・生徒を守る。その際には、学校での適切な指導・支援を行い、被害児童・生徒の保護者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

3-4 いじめの解消

- ・いじめが「解消されている」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ①いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること
 - ②いじめを受けた児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと

3-5 教職員等への研修

- ・にしかなスタダードの見直し
- ・教職員向け手引きを活用し、いじめ防止、対応に向けた研修
- ・外部機関と連携し、児童生徒理解研修

3-6 学校運営協議会、学校・家庭・地域連携事業等の活用

- ・「学校運営協議会」や「西金沢学園校区学校・家庭地域連携事業」を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みを推進する。

3-7 取組の年間計画

| 月 | 取組内容 | |
|-----|--|---------------------------|
| 4月 | 年間計画と重点指導内容等の確認、引継ぎ いじめの定義・児童理解研修、教育相談(中学部) | 学年懇談会、 学年集会等で基本方針説明 |
| 5月 | 【記名式】生活アンケート実施① Y-P アセスメント実施 | 家庭確認、学校説明会 学・家・地連で情報共有 |
| 6月 | いじめ解決一斉キャンペーン | 学校運営協議会 |
| 7月 | 横浜子ども会議(中学校ブロック) | 個人面談 |
| 8月 | 横浜子ども会議(金沢区) 専任教諭夏季研修に基づく校内研修 | |
| 9月 | 教育相談(中学部) | |
| 10月 | 非行被害防止サミット、特別支援研修 | |
| 11月 | 【無記名式】生活アンケート実施② Y-P アセスメント実施 | |
| 12月 | 人権週間、いじめ防止月間の取組 いじめ解決一斉キャンペーン | 学校運営協議会 個人面談 |
| 1月 | 教育相談(中学部) | |
| 2月 | | 学・家・地連で情報共有 学校運営協議会 |
| 3月 | 年間の振り返り、新年度への引継ぎ | 学校運営協議会 |
| 年間 | 学校いじめ防止対策委員会(月1回・随時) | |

4 重大事態への対処

4-1 重大事案の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとみとめるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき」(同項第2号)とされている。

4-2 報告

- ・重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告をする。

4-3 調査・報告

- ・「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止にも視点をおいた「調査」を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。

4-4 児童・生徒、保護者への報告

- ・いじめを受けた児童・生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCA サイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。